

災害対策・街づくり推進について

1 調査項目

- (1) 大規模災害対策に関する事項
- (2) 木造密集地域解消に関する事項
- (3) 土地区画整理事業、再開発事業、及び都市計画道路の整備促進に関する事項
- (4) スーパー堤防の整備促進に関する事項
- (5) 区内交通体系に関する事項
- (6) 南北交通の整備に関する事項

2 特別委員会の設置及びその定数

本調査のため地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第1項に基づく江戸川区議会委員会条例（昭和31年9月江戸川区条例第7号）第4条第1項の規定により、本議会に「災害対策・街づくり推進特別委員会」を設置するものとし、同第4条第2項の規定により、当該特別委員会の定数を12人とする。

3 継続調査

本調査は議会閉会中も調査できるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

(説明)

首都直下型地震の発生が懸念されるなか、阪神・淡路大震災、東日本大震災などの事象を教訓とした、総合的な災害対策を検討する必要がある。

また、区画整理事業、木造密集地域の改善、都市計画道路、公園などの都市基盤整備等、これまでの良好な街づくりを継続しつつ、新たな観点から実効性ある取り組みを推し進めるとともに、南北交通の整備など、より利便性の高いインフラ整備が必要である。

よって、これらの諸方策を調査研究するため、本案を提出する。